

令和3年9月15日

小中学校の保護者の皆様へ

小田原市教育委員会  
教育長 柳下 正祐

新型コロナウイルス感染症に係るご家庭における対応等について（通知）

標記の件について、令和2年12月23日付けで通知しましたが、神奈川県に緊急事態宣言が発令されていること、また、小田原保健福祉事務所管内の感染状況から、本市における新型コロナウイルス感染症に係るご家庭における対応について、小田原保健福祉事務所や小田原市学校保健会と相談し、一部変更しましたので通知いたします。

ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、次の項目に該当する場合には、保護者の皆様より学校へご一報をお願いいたします。

今後、新型コロナウイルス感染症に係る対応について変更になる場合には、改めて通知いたします。

※このような場合には、学校へご一報ください  
課業時間以外は電話が繋がらないため、翌課業日に連絡をしてください。

- 1 同居家族が濃厚接触者に特定された場合
  - 2 お子様が濃厚接触者に特定された場合
  - 3 お子様の感染が判明した場合
  - 4 お子様に発熱等の風邪の症状がみられる場合
  - 5 お子様に日常生活に問題のない程度の症状（咳、微熱等）がある場合
  - 6 お子様の同居家族に発熱等の風邪症状がみられる場合
- ※ お子様及び同居家族がPCR検査、又は抗原検査を受ける場合

休業となる場合があります。  
その際は改めて通知します。

基本的な対応です。詳細は、2ページ目以降をご参照ください

〔  
事務担当  
学校安全課 33-1691  
〕

## 新型コロナウイルス感染症に係るご家庭における対応等について

### 1 同居家族が濃厚接触者に特定された場合

濃厚接触者の方がPCR検査、又は抗原検査を受ける場合、結果が出るまでの間、お子様の登校については、控えていただきます。その際は、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録され、欠席とはなりません。

濃厚接触者に特定されても無症状の場合は、PCR検査、又は抗原検査を受けずに自宅待機となった場合は、お子様の登校制限はありません。

### 2 お子様が濃厚接触者に特定された場合

#### (1) 出席停止について（学校保健安全法第19条）

出席停止の期間は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して14日を加えた日までですが、最終的には保健福祉事務所が決定します。ただし、出席停止期間中の症状等により延長することがあります。

濃厚接触者に特定されず、保健福祉事務所から14日間の自宅待機を指示される場合もありますが、同様の扱いとなります。

保健福祉事務所から自宅待機期間が示されますので、この期間を学校に報告してください。

#### (2) その他

対象のお子様がPCR検査、又は抗原検査で陽性となった場合は、次項「3 お子様の感染が判明した場合」の対応をとります。

### 3 お子様の感染が判明した場合

#### (1) 出席停止期間

##### ア 有症状者の場合

発症日（最初に症状が出現した日）から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した日まで

##### イ 無症状者の場合

検体採取日（PCR検査日、又は抗原検査日）から10日間経過した日まで

（例）1日が発症日の場合、最短で12日から登校可能

ただし、出席停止期間中の症状等により延長することがあります。

保健福祉事務所から自宅待機期間が示されますので、この期間を学校に報告してください。

## (2) 臨時休業について

ア 保健福祉事務所の積極的疫学調査への協力、及び校内の消毒等、必要な感染拡大防止を図るため、教育委員会は、当面の間、次のとおり一旦、全児童生徒を下校させる決定をします。 (学校保健安全法第20条)

感染が判明した時点	対応
学校の課業時間中	<ul style="list-style-type: none"><li>判明した時点で、児童生徒等の安全に配慮したうえで、速やかに下校させる。 (放課後児童クラブは開所しない。)</li><li>翌課業日（金曜の場合は月曜）を休業とする。</li></ul>
学校の終業以後	<ul style="list-style-type: none"><li>翌課業日（金土日曜の場合は月曜）を休業とする。</li></ul>

※上記対応を基本としますが、感染者の判明時間や学校での感染者の状況、及び地域の感染状況等を踏まえ、保健福祉事務所の助言を受けて、教育委員会・学校で調整し、教育委員会が休業の有無、規模、期間を決定します。

※感染者が感染可能期間（発症日2日前、無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前）に、登校していない場合は、学校への疫学調査の必要がないため、休業は行いません。

イ 教育委員会は、保健福祉事務所の調査内容や地域の感染状況等を総合的に考慮し、上記ア以後の臨時休業の規模及び期間を当面の間、次のとおり決定します。

### ①学級閉鎖（期間は5日程度）

- 同一の学級において2名以上の児童生徒の感染が判明した場合
- 感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が2名以上いる場合
- 1名の感染者が判明し、2名以上の濃厚接触者が存在する場合
- その他、設置者で必要と判断した場合

### ②学年閉鎖（期間は学級閉鎖の最終日まで）

- 2以上の学級を閉鎖する場合

### ③学校全体の臨時休業（期間は学年閉鎖の最終日まで）

- 2以上の学年を閉鎖する場合

## 4 お子様に発熱等の風邪の症状がみられる場合

(1) お子様に日常生活や学校生活に支障がある程度の発熱等の風邪症状がある場合は、症状がなくなるまで自宅で休養するとともに、以下ア～ウに該当する場合は、すぐにかかりつけ小児医療機関に相談してください。

ア 息苦しさ（呼吸困難）、強いたるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある。

イ 基礎疾患がある方等で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある。

ウ 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続く。（この場合は必ず相談）

（2）その他の相談については、次の相談窓口に連絡をしてください。

相談窓口	相談内容
新型コロナウィルス感染症専用ダイヤル ☎0570-056774 無休 24時間 ※つながらない場合は 045-285-0536	発熱等を理由にかかりつけ医への受診が出来ない場合（診療可能な医療機関を案内します） また、症状がない場合で新型コロナウィルスに関する問い合わせ
小田原医師会地域医療連携室☎47-0833 月～土 9時～12時 13時～17時 日曜祝日 12/29～1/3 休み	かかりつけ医が休み、又はない場合等（症状に応じて、医療機関を紹介してくれます）

（3）上記の欠席については、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」と記録され、欠席とはなりません。（当面の間、医師の診断書は不要です）

（4）自宅療養の期間中は、お子様の健康状況について、学校が確認をさせていただきますので、ご承知おきください。

## 5 お子様に日常生活に問題のない程度の症状（咳、微熱等）が続く場合

集団生活においては、他者への感染性がない状態であることをかかりつけ医にご判断いただくことが、集団生活を安心・安全に過ごすために必要です。

（1）お子様に次のような症状等が続き、登校をして良いものかと悩まれる場合には、かかりつけ医、又は学校へご相談ください。

ア お子様の風邪はおさまったが、咳や微熱等だけ残る場合

イ お子様に季節性のアレルギー症状があり、鼻づまりや鼻水等がある場合

ウ お子様に喘息があり、咳症状等がある場合

エ お子様の体温が、平熱より高いことが続く場合

（2）お子様の登校を希望される場合には、健康手帳にかかりつけ医による「診断名」と「登校して良い日」を記載してもらい、登校をしていただくことになります。

なお、この証明には、インフルエンザ等の登校許可と同等の金額がかかります。

（3）登校後に咳や微熱等の症状がある場合には、学校から直接保護者の皆様へ、かかりつけ医への受診を依頼させていただく場合がありますので、ご承知おきください。

## **6 お子様の同居家族に発熱等の風邪症状がみられる場合**

お子様に発熱等の風邪症状がなくても、同居家族に発熱等の風邪症状がある場合、ご心配であれば、学校へご相談ください。

例) 同居家族の複数の方に、風邪症状がある場合

　同居家族に、発熱が続いている方がいる場合 等

なお、濃厚接触者に該当しないが、同居家族が発熱等により PCR 検査、又は抗原検査を受けることになった場合には、検査結果が判明するまでの間、お子様の登校については、控えてください。

また、神奈川県に新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が発出されていること、及び小田原保健福祉事務所管内の感染者数の状況等から、当面の間、同居家族に日常生活に支障がある程度の発熱等の風邪症状等が見られる場合も、お子様の登校を控えてください。

上記 2 例とも、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録され、欠席とはなりません。